

静 岡 県 議 会
多文化共生推進特別委員会
報 告 書

令和2年2月20日

目 次

1	調査の概要	1
2	委員会の運営方針	1
3	調査の観点	1
4	本県における取組状況	2
5	先進地調査	1 1
6	参考人の意見	1 7
7	提言	3 3
【資料編】		
・	委員会の活動状況 別表 1	4 0
・	委員名簿 別表 2	4 1

1 調査の概要

当委員会は、「多文化共生の推進に関する事項」を付託調査事項として令和元年6月25日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、5回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、北海道において、留学生の就職支援や外国人社員の定着支援などについて現地調査を行った。

また、多文化共生の地域づくり、外国人児童生徒への学習支援、外国人労働者への支援等の関係者を参考人として委員会に招致し、多文化共生の推進に関する現状や課題、県の役割に対する意見などを聴取した。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人の意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

本県に在住する外国人は、年々増加しており、多国籍化が進んでいる。

さらに、平成31年4月には、新たな在留資格である特定技能が創設されたことにより外国人の更なる増加が見込まれ、定住化や多国籍化が進むことにより、外国人と日本人とが、お互いの文化や生活習慣を理解し、共に生きていくための社会環境の整備が急務となっている。

このような状況を踏まえ、外国人に社会参加を促す仕組みを構築し、誰もが安心して快適に暮らし、外国人も地域や職場で能力を発揮し活躍することができる多文化共生の推進に向けた提言を行うこととした。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ 外国人の増加に対応するための受入体制の充実強化について、調査検討する。
- ・ 外国人の防災対策の推進について、調査検討する。
- ・ 外国人のコミュニケーション支援、医療や福祉など生活環境の充実について、調査検討する。
- ・ 外国人の子ども等への教育支援体制の充実について、調査検討する。
- ・ 外国人の雇用や就労環境の整備について、調査検討する。

4 本県における取組状況（令和元年7月31日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

（1）くらし・環境部

（県民生活局 多文化共生課）

- ・ 静岡県に在住する外国人県民は、平成30年12月末現在9万2,459名で、平成20年のリーマンショック以降、最高の数字である。国別では、1位がブラジル、2位がフィリピン、以下、中国、ベトナム、韓国と続いている。全国的には中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順であり、本県では、ブラジルとフィリピンが1位と2位で、在住外国人全体の50%を占めていることが、非常に特徴的である。また、全国的には、近年ベトナム人の増加が非常に著しく、今後はベトナム人の対応が重要になってくる。
- ・ 外国人の性別、年齢別在留外国人数について、外国人人口の総数に占める生産年齢人口は7万7,851人で、84.2%を占めている。特に、ベトナム人については、94.2%、8,764人が生産年齢人口であり、外国人県民が非常に重要な労働力の供給源になっている。
- ・ 県内の国籍別在留資格別在留外国人数について、ブラジル人は、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者等の身分資格が2万9,426人でほぼ100%、フィリピン人も同じく身分資格が1万4,678人で約9割を占めている。身分資格については、日本における労働に関して制限がない。
- ・ ベトナム人については、技能実習の割合が55.3%で、技能実習資格の全体に占めるベトナム人の割合が40%を超えている。
- ・ 県内の在留外国人数上位5市は、平成30年12月末現在で、浜松市、静岡市、磐田市、富士市、掛川市の順番である。
- ・ 出入国管理及び難民認定法の一部改正により、新たな在留資格である特定技能が創設され、今後5年間で最大35万人程度を受け入れる見込みである。
- ・ 特定技能制度には、特定技能第1号と第2号があり、いずれも同一の業務区分内の転職は可能である。今後、特定技能の外国人に事業所等で長く働いてもらうためには、外国人を受け入れる環境を各事業所で整えることが大切であり、地域において外国人が安心して快適に過ごせるように環境整備をすることも重要になってくる。特定技能第2号は家族帯同が許されることになっており、今後、特定技能第2号の受入が開始されると、子供に対する教育にも配慮を払わなければいけなくなる。
- ・ 県は、平成29年度にふじのくに多文化共生推進基本計画を策定し、静岡県に居住する外国人及び日本人が安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指している。

- ・多文化共生推進基本計画には、誰もが理解し合い、安心して暮らせる地域づくり、誰もが快適に暮らせる地域づくり、誰もが活躍できる地域づくりという3つの基本方針が定められており、それに直結するような形で8つの施策の方向性が定められ、事業が執行されている。
- ・県は、新たな在留資格の創出等による今後の外国人の増加を見込み、社会情勢の変化や新たな課題に迅速に対応していくため、本部長の吉林副知事に直結する形で危機管理、生活、教育、活躍の各プロジェクトチームを設置し、課題に対し部局横断的に対応している。
- ・危機管理のプロジェクトチームは、災害時における外国人への情報発信の強化、生活のプロジェクトチームは、外国人が安心して受診できる体制の整備、教育のプロジェクトチームは、将来を見据えた子供の教育支援を行う。なお、活躍のプロジェクトチームは、昨年度に立ち上げて、今年度は既に事業を執行しているため、その進捗状況を踏まえて、今後優先的に取り組むテーマを決定していく。
- ・今後増加する外国人県民の医療、福祉、教育などの各種相談の窓口として、多言語で対応する静岡県多文化共生総合相談センターを7月1日に設置し、運営を静岡県国際交流協会に委託している。センターでは、相談員が9言語で対応するほか、その他の言語についてもテレビ電話通訳や翻訳機等を活用し、11言語以上に対応している。相談員は、寄り添う姿勢で相談を受け付けるとともに、医療機関や行政機関、福祉の関連機関等と連携して、最適な答えを見つけるように努力をしている。
- ・外国人県民が快適に暮らし、地域社会の一員として活躍するためには、外国人県民が生活に必要な日本語を身につけるための一定水準を満たした日本語教育を提供できる体制を県域で整備する必要がある。そこで、本年度は、地域における日本語教育の実態や課題、外国人県民のニーズ等を把握した上で、県域で日本語教育の機会の拡充と水準の向上を図るための具体的な計画を策定する。
- ・計画策定に当たり、日本語教育を主催している市町、国際交流協会、日本語学校等に調査するほか、外国人県民に対しても、日本語学習の希望の有無、日本語の使用頻度、困っていること等の聞き取り調査を行い、計画策定委員会で今後の日本語教育の体制づくりを進めていく予定である。

(2) 危機管理部

(危機情報課)

- ・外国人県民の防災意識の向上を図るため、多文化共生課、県地震防災センター、各地域局が連携して、外国人コミュニティを対象とした防災出前講座を実施している。その中で、大規模地震への備えとして、地震発生への

メカニズムや被害想定、地震発生時にとるべき行動、また、平常時に行っておくべきことなどの防災講話を行っている。今後も関係部局で連携し、外国人県民への防災教育を進めていく。

- ・ 6月から運用を開始した総合防災アプリ静岡県防災は、これまで約4万9,000件ダウンロードされているが、県の多文化共生推進本部での取組方針として、このアプリの多言語化の検討を進めている。例えば、豪雨等により危険が迫っている際に、地元市町が発表した避難勧告や避難所の開設情報などの緊急情報がプッシュ通知される機能があるので、それを母国語の分かりやすい表現で情報提供することで、命を守る行動につなげてもらう狙いがある。できるだけ早期に多言語化を実現させ、県や市町の関係部署、地域の国際交流組織等の連携により、外国人県民への普及を進めていく。

(危機対策課)

- ・ 毎年の12月第1日曜日の地域防災の日を中心に実施される地域防災訓練における外国人の参加数は、少しずつ増加しているが、全体の参加者に比べて参加率も10分の1程度と非常に低い状況が続いている。
- ・ 今後も、各地で行われる外国人の防災講座や地震防災センターの外国人来館者に対する啓発を通じて、外国人県民の地域の防災訓練への参加を呼びかけていく。

(3) 健康福祉部

(医療健康局 地域医療課)

- ・ 県では、県民に安全で質の高い医療を提供するため、平成17年度から休日、夜間の当番医案内や医療・薬局機能情報などについて、インターネット等を活用して提供する広域災害救急医療情報システムである医療ネットしずおかの運用を開始した。
- ・ 平成25年度には、大規模なシステムの改良を実施し、各医療機関で対応可能な予防接種等の情報を追加したほか、急病ガイドブック、中毒110番、県内AED設置場所、各種の医療相談窓口の案内を新たに開始し、小児医療に対する情報を充実させるため、子育て関連情報へのリンクを設置するなど、救急医療に限らず、医療関連情報を幅広く掲載し、医療機関適正受診に関する情報を充実させている。
- ・ 外国人利用者への対応に関しては、平成25年度の改良に合わせて本格的に実施しており、当初日本語、英語の2か国語のみ対応していたものを中国語、韓国語、ポルトガル語の3か国語を追加し、日本語ほか4言語に対応している。
- ・ さらに、グーグルマップによる道順検索機能など、様々な国で提供されている機能の追加や利用頻度が高い項目をアイコン化し、必ずしも文字を読

む必要がないようにすることで、システムが対応している4か国語以外を母国語としている外国人でも、目的とする医療機関の情報が得られるよう配慮している。

- また、訪日旅行者や外国人留学生、定住外国人など、外国人の実際の利用環境に配慮し、当初パソコンからの使用を前提としていたものを、平成25年度の改良では、スマートフォンやタブレット端末からの利用にも対応するようにして、国内外の利用者の視点を重視した機能強化を行っている。
- 平成30年度のアクセス件数は140万件を超えており、このうち外国語への翻訳回数は2,687件となっている。今後も、医療機関等と十分に連携しながら、質の高い医療情報を提供していく。

(福祉長寿局 介護保険課)

- 県内の外国人の中でも高齢化は進んでおり、介護保険の被保険者となる人数が年々増えており、日本人でも分かりづらいと言われる介護保険制度について、外国語のパンフレットを用意すべきではないかという意見を受けて、外国人を対象とした外国語での介護保険のパンフレットを作成して、データを市町に配付している。言語としては、本県在住の外国人の出身国の上位6か国の言語であるポルトガル語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、韓国語、スペイン語に英語を加えた7言語に対応している。
- 外国人介護職員の受入支援に関しては、現在、国ではEPAに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国で介護職員の受入を行っており、本県では、この制度によって入国した介護福祉士候補者に対して日本語学習の支援を行っている。
- 外国人介護職員の教育マネジメント支援事業として、現在、外国人介護職員を受け入れている、または、これから受け入れる予定のある県内の介護事業所の研修担当者に対し、指導法や職場での外国人への対応について研修を実施している。また、日本語学習支援事業として、既に施設で働いている外国人を対象に、介護の現場での独特な日本語や介護記録の作成に対する読解力等向上の研修を行っている。
- 就業開拓コーディネート事業として、外国人介護職員を受け入れようと考えている事業所に対して、受入に当たっての雇用上の不安や悩み事等に寄り添うため、専門のコーディネーターを派遣し、個別相談に応じている。
- 外国人学生等就業促進事業として、日本語学校に通っている外国人に対し、県内の介護施設へのバスツアーを組み、介護職への進路案内を行っている。
- 外国人介護人材の早期確保事業は、今年度の新規事業で、フィリピンを対象に本県の介護事業所から希望者を募り、リクルートチームを派遣し、看護大学等に通う学生に対し、静岡県内の介護事業所をPRする取組を始める予定である。

- ・外国人介護人材の受入環境整備事業として、今後増加が見込まれる介護の技能実習生、特定技能の外国人を対象として、日本語や介護の基礎的な技術の集合研修、さらには、キャリアアップを目指す人たちに対して、個別の研修に対する授業費の補助を行う事業を展開していく予定である。

(4) 教育委員会

(義務教育課)

- ・本県の外国人児童生徒の在籍数は、全国的な傾向と同様に年々増加傾向で、最近では県内の広範囲への散在化が進み、少人数の在籍校が増加して、どの学校においても、外国人児童生徒の対応が求められている。
- ・日本国籍であっても、保護者が外国人であるなどの理由により日本語指導が必要な児童生徒もいて、学校では、学習活動に日本語で取り組めるよう、外国人児童生徒に対し日本語を指導する特別の教育課程で対応している。
- ・平成30年度に小中学校へ支援員等を配置したのは18市町、就学前の指導であるプレクラスを行っているのが7市で、市町で取組に差が生じている。
- ・県教育委員会として、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する学校に加配教員を配置し、個別の日本語指導を行っているほか、スーパーバイザー及び相談員の配置を継続し、平成29年度から実施している日本語指導コーディネーターの派遣を今年度は2人増員し、4人体制で行っている。コーディネーターは、日本語指導が必要な児童生徒への具体的な指導方法や教材の紹介、特別な教育課程の編成、実施のアドバイス等を主な業務内容としており、昨年度訪問した学校からは環境整備に非常に役立ったとの声が寄せられている。
- ・担当教員や支援員等の資質向上のための研修も行っており、今年度は、日本語指導コーディネーターが講師となり、日本語指導が必要な児童生徒への支援研修会の開催を希望した13市町で行っている。
- ・近年、対応が必要な言語が増えており、支援員の確保が大変難しい、また、定住化で高校進学率が高まる中、学校現場で教科学習の支援への対応が必要になるという課題が生じているため、小中学校への教員の加配やスーパーバイザーや相談員などの必要な人材の確保に努めている。
- ・夜間中学は、義務教育を修了できなかった人、不登校のためにほとんど学校に通えなかった人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などを対象とする学校で、全課程を修了すると中学校の卒業資格が得られる。
- ・文部科学省は全都道府県、全政令市に少なくとも1つ以上の夜間中学を設置するように求めており、現在、9都府県の27市区に33校の夜間中学が設置されている。しかし、本県を含め東海4県では、まだ設置されていない。
- ・県内には、義務教育の未修了者が約2,500人、不登校児童生徒が約5,000人、

在住外国人が約9万人いる。平成30年度に、ひきこもり傾向にある人や外国人を対象とした聞き取り調査を実施した結果、108人のうち70人が夜間中学の入学を希望しており、潜在的なニーズがあることが分かった。

- ・ 調査結果を受けて、本年度、夜間中学の設置に向けた検討を行っている。
7月26日に全市町教育委員会の担当者を対象に、夜間中学研修会を初めて行った。また、9月下旬に各市町教育委員会に夜間中学の設置意向調査を行い、その結果を受け、設置意向のある市町教育委員会と夜間中学設置検討会を開催する予定である。

(高校教育課)

- ・ 外国人生徒の在籍数は、年々増加しており、令和元年度の公立高等学校に在籍する外国人生徒は813人で、ブラジル、フィリピンなどが非常に多くなっている。外国人生徒の中には、日本語能力に課題があるため、学習活動が困難な生徒もいて、また、コミュニケーションがうまくとれないことが原因による二次的な困難さが生じる場合もある。保護者への対応についても、言葉の行き違いから問題が生じることもある。
- ・ 高校入試においては、外国人生徒に配慮した形の特別選抜を実施している。また、外国人生徒選抜を実施している県立高校9校及び外国人生徒が多い定時制の課程を置く県立高校5校では、プリントへのルビ振りや外国語訳などを行うための外部支援員を配置している。
- ・ 外国人生徒の中には、プリントへのルビ振りのみでは十分な学習活動に取り組むことができず、高校卒業後、正規社員として就職することを諦める生徒や、自分の力だけでは自立への道筋が立たず、将来の進路が決定できない生徒もいる。このような生徒に対しては、個々の実情において対応支援を行うことが必要であり、今年度から新規事業として、外国人生徒みらいサポート事業を立ち上げている。
- ・ 外国人生徒みらいサポート事業は、民間事業者に委託をしており、生徒個々の状況に応じて個別の支援プランの作成、また、企業情報の収集などを行いながら、キャリアコンサルティング技能士、あるいは、生徒の日本語能力に応じた日本語学習内容の決定などを行う日本語コーディネーターを東部、中部、西部の県内3地区に、それぞれ3人配置している。具体的な実施方法は、今後、県教育委員会が行う支援希望調査の結果に基づき、日本語コーディネーターなどが実際に学校に出向き、学校と連携して、個々の制度や支援プランを作成していく。
- ・ 今後、キャリアコンサルティング技能士が収集した企業情報等の生徒や保護者への提供、企業等が採用時に求める日本語能力の習得を目的とした日本語学習講座の開設など、支援プランに基づいて、自己肯定感の向上を目指した個別指導を行っていく。現時点で、14校から92人が本事業による支

援を希望しており、生徒の実情に応じた支援プランの作成のために、日本語コーディネーターなどが直接生徒と面談していく。

(5) 文化・観光部

(総合教育局 私学振興課)

- ・ 地域社会を構成する一員である日本の義務教育年齢に相当する子供たちの教育環境の整備を図ることを目的として、義務教育に準じる教育を行う学校法人が設置する学校、外国人学校に対し、私立各種学校運営費補助金による支援を行っている。
- ・ 令和元年度は各学校に対し、児童生徒1人当たり、小学校相当で6万1,340円、中学校相当で6万1,410円を補助しており、補助金の当初予算額の総額は、2,252万3,000円である。
- ・ 学校法人立の外国人学校は県内に4校あり、南米系が浜松市に2校、富士市に1校の計3校、朝鮮学校が静岡市に1校ある。南米系外国人が増加する中、平成16年3月に外国人学校については地元自治体の関与があることを条件に、これまで校舎の自己所有が条件となっていたものを借用も認める等の私立各種学校設置認可等審査基準を緩和した。

(総合教育局 大学課)

- ・ 平成30年5月1日現在、静岡県の大学等の高等教育機関、専修学校、日本語教育機関を合計した留学生数は3,355人で、近年増加している。県内各大学への留学生受入策として、本県への留学情報の発信や、ふじのくに地域・大学コンソーシアムに留学コーディネーターを設置し、外国人留学生のための相談会を開催するほか、大学コンソーシアムにおいて外国人留学生向けの各種支援事業を実施しており、県はその事業に対し支援を行っている。
- ・ 留学生支援として、生活ルールや交通安全などの講習会の開催、日本人学生との交流イベントや交流バスツアーの開催、インターンシップや就職マッチング会の開催などの就職支援に取り組んでいる。引き続き、各大学と連携し、生活支援、宿舎の問題等留学生の受入支援を充実させていく。

(6) 経済産業部

(就業支援局)

- ・ 本年4月から、新たな在留資格である特定技能がスタートし、外国人の受入拡大が見込まれることから、経済産業部では、定住外国人や外国人技能実習生などの外国人県民が、生き生きとその持てる能力を発揮し、本県で活躍できるよう支援している。本県で働く外国人のうち、日系人等の定住外国人の割合が6割を占め、その多くは派遣、請負等の間接雇用や非正規雇用で働いている。定住外国人は在留資格において、就労の制限がなく、

日本人と同様に働くことができるため、更なる活躍が期待されている。

- 県では、定住外国人の正社員化を促進するため、外国人児童生徒を対象に情報発信やワークショップを開催して、自分の将来のキャリアを考える事業を実施していく。8月には磐田市の多文化交流センターと共催で、先輩の話聞く会を実施するなど、今後いろいろな地区で進めていきたい。さらに、正社員就労を希望する定住外国人と雇用しようとする企業の双方を、正社員として就労前から職場定着まで一貫して支援するため、相談窓口コーディネーターを配置するとともに、就業前後に定住外国人と企業の双方を伴走型で支援するアドバイザー、専門家を派遣していく。
- 県内3か所の県民生活センター内に設置したしずおかジョブステーションでは、幅広い求職者の就職を支援している。特に、外国人向けとして、西部のジョブステーションにおいてポルトガル語通訳を配置しているほか、外国人向け日本語、ビジネスマナーのセミナーを開催するなどの支援を実施している。
- 定住外国人が本県において、安心、快適に生活していくためには、安定した仕事につき、安定した収入を確保していく必要がある。そのため、県では沼津、清水、浜松の各技術専門校において、定住外国人向けの職業訓練を実施し、正社員化を推進している。具体的には、定住外国人が職業訓練を受講するための環境整備として、訓練ニーズの把握や企業及び関係機関と訓練生との調整を行う定住外国人職業訓練コーディネーターを昨年度は浜松技術専門校のみに配置していたが、今年度から、沼津技術専門校、清水技術専門校にも配置し、全県で円滑な訓練実施に努めている。
- 定住外国人の中には、日本語能力に不安があり、訓練をためらう人がいることから、今年度から必要に応じて職業訓練に通訳を配置するよう配慮している。さらに、訓練ニーズの把握や訓練生の掘り起こし、きめ細やかな人材育成には、外国人支援団体などの協力、連携が有効であることから、今年度は浜松のNPO法人フィリピンナガイサによる訓練を新たに始める。
- 5月には県内3会場において、技能実習制度、特定技能制度及び地域共生先進事例セミナーを開催した。外国人技能実習と特定技能の両制度の類似点や相違点など、制度の概要の理解促進を図るとともに、外国人を受け入れている企業の地域や職場での地域共生のための取組を紹介し、3会場で335人の参加があった。今後も各会場で実施し、制度と地域共生について一層の理解を図っていく。
- 外国人技能実習生については、入国後1年目に技能検定基礎級の日本語による学科試験及び実技試験に合格する必要がある。合格すれば在留期間が3年間に延びるが、不合格であると帰国を余儀なくされる。合格率は約90%であるが、10%が不合格で300人から400人の人が志半ばで帰国することと

なる。また、3年目で3級の実技研修に合格すると、更に2年間増えて5年まで日本に技能実習生として滞在できるので、実技の支援も平成30年度から実施した。平成30年度は日本語研修については12会場で231人、実技試験については、電子機器組み立て、ダイカストの2職種で実施した。

- 今年度は日本語ができる大学生、大学院生を静岡県内の企業に正社員として採用するため、モンゴルとインドネシアで海外の採用面接会を実施する計画である。

5 先進地調査

当委員会では、視察先として、留学生の就職支援や外国人社員の定着支援に取り組む札幌商工会議所、留学生への日本語学習支援に取り組む東川町立東川日本語学校、外国人介護福祉人材の育成に取り組む旭川福祉専門学校、多言語による情報提供や外国人への防災・消防支援に取り組む北海道国際交流・協力総合センターの4か所で調査を行った。

(1) 札幌商工会議所（北海道札幌市）

札幌商工会議所は、アジアへの進出を目指す道内企業が増加する中、関係機関と連携し、アジアと北海道の架け橋となる人財を育成し、北海道の国際化進展を目指している。外国人の受入を求める企業が増加する中、留学生の就職支援や外国人社員の定着支援の取組等について説明を受けた。

《概要》

- 札幌商工会議所は、約19,700社の会員で構成されている。会員企業においても、人手不足で外国人の受入を求める企業は増加しているため、会議所としても、留学生の就職支援事業や外国人社員の定着支援事業を展開している。
- 平成30年度は、5月に外国人留学生や語学力のある日本語学校の学生を対象として、道内を中心とする企業が集まる合同説明会を開催した。留学生等向けの個別カウンセリングブースも設け、履歴書の書き方など就職活動に向けての指導を行った。また、インターンシップを8月から9月にかけて、2日から5日の日程で4企業において実施し、4人の学生が参加した。さらに、平成31年3月には、外国人材採用支援セミナーを開催し、外国人採用の現況など外国人の受入に関する制度説明のほか、3人の留学生から自分のキャリアプランについての発表が行われた。
- 令和元年度は、平成30年度に実施した外国人材採用支援セミナー、合同企業説明のほか、新たな在留資格である特定技能の導入を踏まえ、外国人材の紹介事業者や技能実習生の監理団体と外国人の雇用を予定、検討している企業との相談会・交流会を10月に開催する予定である。現在、紹介事業者は9社が参加予定である。
- 外国人留学生に観光大使になってもらい、札幌の魅力的な観光スポットやグルメを体験して、その様子や感想を母国語でSNSにより発信してもらい、誘客につなげることを目的に、札幌観光大使インターナショナル事業を平成29年度から行っている。今年度は3年目であるが、これまで20か国で117人の留学生が観光大使に登録しており、雪印パーラー本店でのジャンボパフェ挑戦、酒ミュージアムでの日本酒体験など23回の体験イベントを実施している。

(2) 東川町立東川日本語学校（北海道上川郡東川町）

東川町は、人口約 8,300 人のうち外国人は 300 人を超え、町として留学生を積極的に受け入れている。平成 27 年 10 月に全国初の公立日本語学校である東川日本語学校を開校し、通常授業のほか、日本文化、東川町らしい写真文化や大雪山文化を体験する課外学習等を実施し、交流促進に努めている。開校以来 3 年で、卒業生は、長期コース（1 年または 6 か月）は 150 人、短期コース（3 か月）は 2,500 人を超えており、学校の運営や留学生への学習支援に向けた取組等について説明を受けた。

《概要》

- ・ 東川町は、北海道のほぼ中央に位置する。上水道がない地下水で生活する町で、木工業が盛んであるが、1985年に写真の町に関する条例を制定し、写真の町宣言の中で、写真映りのよい町の創造とともに、世界の人々に開かれたまちづくりを掲げている。
- ・ 東川町は、移住定住促進施策を積極的に進めており、土地開発公社による宅地分譲のほか、景観を大切にしたい戸建住宅支援や新規企業者への支援など各種補助事業を行っている。また、写真の町の取組も盛んであり、国際写真フェスティバル、写真甲子園、高校生写真フェスティバルを実施し、町民が参加し後世に残せるまちづくりを行っている。
- ・ 国際交流や国際貢献の一環として、平成21年から東川町短期日本語・日本文化研修事業を実施し、平成26年までに5年間で約1,000人の受入を行った実績を踏まえ、平成27年10月に全国初の公立日本語学校である東川日本語学校を開校した。
- ・ 日本語学校は1年コースと6か月コースの2つで、募集定員は各コース40人である。なお、令和元年10月からは、1年コースの定員が60人に増員され、2コースで計100人の募集定員となる。なお、学費は1年コースが80万円、6か月コースが40万円であるが、その半額を支給する東川町独自の奨学金制度がある。
- ・ 学校では午前中の通常の日本語の授業のほか、午後は自習や日本語能力検定試験対策の授業をすることで学習時間を増やしているため、6か月や1年といった比較的短期間で日本語能力を向上することが可能である。また、日本文化授業として、東川町らしい写真文化や大雪山文化を体験する課外学習等を実施し、町民との交流促進に努めている。
- ・ 留学生の生活支援として、町内の学生会館の寮費は、平日の朝食と夕食の2食付きで、7万6,000円と6万9,000円の2種類であるが、町で毎月4万円補助し、その他、町の商店街で食事代等で利用できる8,000円のポイントカードも毎月支給している。
- ・ 留学生の募集には、東川町が委託している海外5か所（台湾、タイ、中国、

韓国、ベトナム)の留学生支援事務所が主に担っており、学校の紹介、学生の募集から学生の送り出しまで行っている。入学する学生の約75%は、母国で大学を卒業した優秀な学生である。

- ・ 留学生の進路は、学校が1年コースと6か月コースで学習期間が短いため、日本語を磨いて母国での就職に有利に結びつけようとする学生が多く、卒業後に帰国する学生が大半である。しかし、最近では、日本に残り進学や就職をする学生も増えている。
- ・ 1か月から3か月の短期滞在のビザを取得して、東川町で日本語及び日本文化を学習する交流事業は、平成21年度からの10年間で2,760人を受け入れている。
- ・ 東川町では、介護を勉強する留学生の出口支援として、周辺市町、旭川福祉専門学校と連携して、同専門学校の介護福祉学科で学び、卒業後、該当市町の介護施設での5年の就業を条件に、年間250万円の返済不要の奨学金支給制度を創設した。日本の介護現場のニーズは高いが、帰国しても、日本の介護技術を習得し、母国での起業につながればよいと考えている。
- ・ 東川町には、ふるさと株主制度がある。東川町の将来に対する投資をお願いするものであるが、このふるさと株主制度の仕組みを使って、留学生に限らず、東川町の将来の介護等の福祉人材の育成を目的とする奨学金制度を作れないか検討している。

(3) 旭川福祉専門学校 (北海道上川郡東川町)

旭川福祉専門学校は、昭和50年創設の福祉・医療従事者を養成する学校である。平成26年には、日本語学科や留学生向け介護学科を開設した。学校がある東川町は、周辺市町と連携し、同校で学ぶ留学生を対象に、卒業後5年の就業を条件に、返済不要の給付型奨学金支給制度を創設しており、同校の外国人介護人材育成に向けた取組等について説明を受けた。

《概要》

- ・ 旭川福祉専門学校は、学校法人北工学園が運営する専修学校で、こども学科、介護福祉学科、医薬福祉学科、日本語学科(2コース)の4学科で構成される。

学 科	修業年限	入学定員	総定員	学級数
こども学科	2年	50人	100人	4学級
介護福祉学科	2年	80人	160人	4学級
医薬福祉学科	2年	40人	80人	2学級
日本語学科(1年6か月課程)	1年6か月	60人	120人	6学級
日本語学科(2年課程)	2年	40人	80人	4学級

- ・ 旭川福祉専門学校は、日本語学科と介護福祉学科で、アジアから多くの留学生が学んでいる。東川町立東川日本語学校は、短期の6か月と1年コースであるが、旭川福祉専門学校の日本語学科は、長期の1年6か月と2年コースで、また、介護福祉学科で介護スキルを習得することができ、両学科を持つことで、実務能力を備えた職業人として社会に送り出すことができることが強みである。
- ・ 学生数は、平成31年4月時点で319人である。学校は、ピーク時には660人の学生を抱えていたが、2000年代に入る頃から、過疎化、少子高齢化、学生の大学志向等もあり、入学生が減少した。平成25年度の日本語学科の開設を機に、東川町と連携を取りながら、外国人留学生の受入に活路を見出した。現在の外国人留学生は、介護福祉学科31人、日本語学科131人の計162人で、10か国から来ており、学生の半数を占めている。
- ・ 介護福祉学科は、2年課程で1年生49人、2年生33人の計82人である。このうち、31人が外国人留学生であるが、介護福祉の学校としては北海道で最も学生数が多い。近年、北海道内でも介護福祉の学校の人気は低く、学生数が1学年10人程度という学校もある中、立地はよくないが、旭川福祉専門学校は、介護福祉人材の育成について、一定の評価を得ており、求人も多く、就職先からの評判も良い。
- ・ 平成31年4月からは、東川町と旭川福祉専門学校が中心となり、近隣の市町で外国人介護福祉人材育成協議会を立ち上げ、外国人の介護人材に奨学金を給付する制度をスタートした。協議会は市町、福祉施設がメンバーとなっており、当初の3市町から賛同市町が増え7市町となった。制度の内容は、旭川福祉専門学校で介護を学ぶ留学生に、卒業後5年間の介護施設の就業を条件に返済不要の給付型奨学金として一人当たり年250万円を学費、生活費として支給するものである。奨学金は、就職する施設がある自治体が負担し、うち8割を国の特別交付税で賄う仕組みである。
- ・ 外国人介護福祉人材育成協議会の取組は、全国でも珍しいと思うが、北海道内の他の地区の町や、東北地方の町からも趣旨に賛同する声が上がっている。このような声が全国に広がり、他の地区でも同様の取組が始まり、地域間で連携して、国に何か提言できる形ができれば理想的である。
- ・ 北海道の小さい町である東川町の外国人介護人材育成の取組が、生活支援の視点で注目され、また、少子高齢化社会の中での役割を果たしながら、町として生き残っていく志を示すことは、今後の日本にとって大きな意義がある。これからの日本社会は、外国人の力なしには成り立たないのは明らかであり、コミュニケーション能力と実務能力を高め、外国人を単なる労働者と見るのではなく、未来の隣人、同じ市民に育てていかねばならない。引き続き、東川町と連携して、志を情報発信していきたい。

(4) 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（北海道札幌市）

北海道国際交流・協力総合センターは、大規模な災害が発生した際に、被災した在住外国人や外国人観光客を支援する多言語サポーター制度を設けているほか、言葉を選ばず、誰でも理解できるユニバーサルデザインを用いたイラストを使った救急救命ツールの作製を行っており、多言語による情報提供や外国人への防災・消防支援に向けた取組等について説明を受けた。

《概要》

- ・ 北海道国際交流・協力総合センターは、社団法人北方圏センターを前身とし、現在のセンターへの移行後は、北海道における国際交流の総合的な拠点としての役割を更に果たすため、国際相互理解促進、国際交流の推進、国際協力の推進に取り組んでいる。
- ・ 令和元年8月29日には、北海道庁から委託を受け、ワンストップセンターとして、北海道外国人相談センターを運営している。相談員8人を含む11人体制でスタートした。
- ・ 北海道の在住外国人状況としては、平成30年12月時点で、道民約520万人のうち、外国人は約3万7,000人で外国人比率としては0.7%である。道内には、人口規模としては小さいが、全国一の外国人比率の市町村である占冠村もあり、この村は4人に1人が外国人である。北海道は、地域ごとに外国人の状況が異なり、ニセコ等スキーリゾート地周辺では外国資本の施設があるため、観光関係で働く外国人が多く、オホーツク沿岸では、ホタテ養殖など水産業に関わる技能実習生の外国人が多い。全国的な傾向と同様で、近年は技能実習生のベトナム人の比率が高い。道内の技能実習生は、約1万人で全体の3分の1を占めている。また、永住者も増えていて、約5,400人いる。
- ・ センターの多文化共生の主要事業は、8月末にオープンしたワンストップ相談センター事業、講演会の開催による多文化共生啓発事業、事業担当者向けの多文化共生コーディネーター事業である。道内も多文化共生については、地域差があり、言葉自体まだ浸透していない地域もあるので、地道に取り組んでいかねばならないと考えている。旭川市では、新規採用職員の研修の一コマとして、当センターの多文化共生の講演を行っている。
- ・ 多言語対応救急救命表示板設置事業は、平成20年度に自治体国際化協会の補助金を利用して行った事業であり、北海道、千歳市消防本部の協力を得ながら、道内に滞在している外国人が怪我を負ったり、急病になったりした時のために、言葉を選ばず、誰でも理解できるユニバーサルデザインを用いたイラストを使った救急救命ツールを作製した。当時では全国初であり、道内の消防本部に配付して、研修等も実施した。

- 多言語対応救急救命表示板は、言葉を使わないユニバーサルデザインのピクトグラムを使用したものであり、救急救命士と急病や負傷の外国人患者とのコミュニケーションツールである。デザイナーの意見を聞いたり、消防現場で2か月間検証を行ったりして、最終的に13枚の症状判定カードを完成させた。また、その翌年に、症状判定の次の段階である処置カードを15枚作製した。作製した次年度の平成20～21年度の利用実績は20人であるが、現場からの評価は高かった。
- 救急搬送した病院の医師からも、受入後の治療の引継に役立ったとの声が寄せられた。引き続き、現場の意見を取り入れ、消防学校等でのシミュレーションも続けながら、改善を重ねる必要がある。また、外国人向けだけでなく、耳が不自由な方の救急搬送の際にも活用できるとの報告もあったので、その方面でも利用が進めば有り難い。
- 災害支援多言語サポーター事業は、北海道内で大規模な災害が発生した際に、被災した在住外国人や外国人観光客などを支援する多言語サポーターを派遣する事業である。サポーターの活動として、被災地の自治体等の職員またはセンターの職員と協力し、被災地の避難所での通訳、災害時に行政から発表される情報の通訳等を実施することになる。平成30年度の夏に起きた胆振東部地区の地震とその後の停電では、サポーター自身も被災したため、活動にまで至らなかった。センターとしては、派遣等の体制は整えているものの、現時点で活動実績はない。
- 災害支援多言語サポーター事業は、あくまで被災地の自治体からの派遣要請に基づき活動するものであり、自主的に現地に出向くボランティアとは異なる。サポーターの登録人数は現在61人である。登録者の人数は地域差があるが、登録者が少ない地区は、地元の国際交流協会など別の協議会のネットワークに協力を依頼し、補うこととなる。

6 参考人の意見

当委員会では、有識者4名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 静岡文化芸術大学 副学長 池上 重弘 氏

委員会における池上氏の意見の概要は、次のとおりである。

- ・静岡県は30年以上にわたり外国人が多く暮らし、また、定住型の外国人が多いという特徴がある。静岡県で暮らし、働く外国人の力を十分に生かすことが、本県の将来を左右すると考える。とりわけ若い世代の存在は、本県が日本に誇るアドバンテージである。
- ・県は、定住外国人の力を十分に発揮することで地域づくりに生かし、さらに、その他の地域に多くの外国からの労働者が入ってくることで、地域の豊かさを増していくという分岐点に立っている。
- ・2008年のリーマンショックでは、不安定な雇用状況で働く多くの日系外国人が仕事を失ったが、それから10年が経過し、残った定住型の外国人は、以前の人たちとは少し違う考え方をするようになった。
- ・日本で仕事をしていくには、日本の社会としっかり関係を結ばないといけない、また、子供たちは日本で教育を受けて、日本で未来を切り開いていきたいと考えており、そのためには、地域や会社の中にきちんと居場所がなくてはならないと考える人が増えてきた。
- ・これまで静岡県に多かったのはブラジル人で、2008年頃は県内に在住する外国人の約50%を占めていたが、現在は30%と減ってきて、多国籍化が進み、言語対応一つとっても、ポルトガル語をメインにすればよいという状況ではなくなった。
- ・4月から特定技能制度が始まり、今後、外国人労働者が増えていくと予想される。まだ、一気に多くの外国人が来ているという訳ではないが、これからの2、3年が動向の見極めに重要な局面である。また、特定技能を見越して、技能実習の外国人が増えてくることも予想される。
- ・グローバル人材の原石は足元にある。グローバル化というと、日本人の子供たちに英語を学ばせる、あるいは留学生を呼び込んで地元の企業で働いてもらうという2つの方策になりがちであるが、今や日本の高校や大学を卒業して、県を代表するグローバル企業で働く外国籍の子供が増えている。このグローバル人材の原石を排除してしまうのか、地域の仲間として受け入れ、地域と外国、あるいは地域の中の多様な文化をつなぐ人材として生かしていくか、今がその分岐点である。なお、幸いなことに、本県の企業経営者は、彼らをプラスに生かすという視点を持っている。
- ・全国の在留外国人の推移としては、出入国管理法の改正で日系人の受入が始まる前の1988年には100万人を切っていたが、年々増え続け、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災の影響で一旦減るものの、約30

年で2.7倍となり、2018年には約270万人となった。この人数は、人口12位の広島県と13位の京都府の間の規模で、いかに多くの外国人が日本で暮らしているかが分かる。

- 外国人の推移として、全国では中国が一番多く、ブラジルは7.4%であるが、本県ではブラジルが一番多く、県全体約9万人のうち、3分の1を占めている。そして、フィリピンが約18%、全国的に急増しているベトナムが本県でも第4位という状況である。
- 在留資格別にみると、全国では永住者など居住と就労に制限のない人と身分資格を持つ人が半数を超える。ヨーロッパでは、住む場所が自由で仕事に制限のない外国人は移民と呼んでいる。そのような生活と就労の基盤が日本にある人たちは、全国では54%である。静岡県では72%で、4人に3人の割合である。
- 生産年齢人口でみると、9割近くが生産人口であるが、65歳以上の人は今後、確実に増えていく。現在は、介護人材としての外国人を期待しているが、将来は外国人が介護される側に回ることになる。
- 外国人受入の枠組みとしては、特定の就労が認められる在留資格が、いわゆる専門的・技術的分野と言われるもので、経営・管理や研究、技術・人文知識、国際業務という区分がある。例えば、大学の工学部を卒業して、企業に就職した留学生は技術という区分になり、文系の大学院を出た留学生は人文知識、国際業務という区分になる。技能実習もこの枠に入る。また、就労は不可の在留資格として留学がある。これは、限定された範囲でアルバイトができる。また、就労可否が個々の許可内容による在留資格として、ワーキングホリデーやEPA（経済連携協定）がある。そして、活動に制限のない在留資格に身分資格で制限のない永住者、日本人の配偶者等がいる。
- 研究者の間では、外国人受入の3つのドアという言い方をする。その3つは、フロントドア、サイドドア、バックドアである。フロントドアは、専門的・技術的分野の人やワーキングホリデーやEPAのような特定活動の人である。また、サイドドアは、技能実習生や留学生のバイト、身分資格の日系人労働者である。技能実習生は労働者ではなく、技能実習ではあるが、実態としては零細企業の労働者として働いているのは周知のとおりである。そして、バックドアは、不法就労の外国人である。
- 国は、1988年からフロントドアの外国人、つまり、専門的・技術的分野は積極的に受け入れるが、単純労働の外国人は十分慎重にという姿勢を30年間続けてきたが、最近少し考えを変えてきた。
- 在留資格別外国人労働者の割合としては、フロントドアの専門的・技術的分野が19%、特定活動が2.4%、そして、サイドドアがメインとなり、技

能実習が 21%、留学生のアルバイトである資格外活動が 24%、身分資格が 34%である。もちろん、バックドアは公式の統計には出てこない。

- 外国人が働いている業種としては、製造業やサービス業が多いが、規模別では小規模な所で働いているケースが多い。都道府県別では、東京が群を抜いて最も人数が多く、次いで愛知県、大阪府、福岡県と続き、静岡県は埼玉県とともに、福岡県の次のレベルである。
- 静岡県の外国人労働者の特色としては、身分に基づく在留資格の割合が 61.5%と非常に高く、これに近いのは滋賀県の 59.8%である。そして、派遣や請負の形で働いている外国人の比率が非常に高く、80~90%である。隣の愛知県のその割合が約半分であることと比べると、際立っている。
- 直近の静岡県外国人労働者実態調査によると、ブラジル人は正社員が 10%弱で非正規社員と合しても社員は約 4 割で、派遣労働者が約 56%と多い。ペルー人やフィリピン人も同様の状況である。
- 外国人受入施策の大転換で、新たな資格として特定技能を設けた。いわゆる単純労働に道を開いたところがポイントで、技能試験と日本語試験を合格すれば 5 年間滞在できる。そして、実際には、技能実習で 5 年いた人が特定技能に切り替えて、更に 5 年で計 10 年滞在する形が多いと思われる。特定技能は、現在、特定 14 分野で、5 年目までに約 34 万人を受け入れる予定である。
- 熟練技能が必要な特定技能 2 号は、家族帯同ができて、滞在期間は更新が可能である。更新していけば 5 年が 10 年となり、場合によっては永住資格を取るという流れも開けてくる。
- 4 月から特定技能制度が始まったが、現状では外国人は急増していない。それは、特定技能 2 号の外国人の受入が始まっていないからである。今は、特定技能 1 号の単身の労働者を受け入れているが、国は恐らく、2020 年のオリンピック・パラリンピック後の経済動向を見て、特定技能 2 号の外国人を本格的に受け入れるかどうかの様子見をしているのではないかと思う。
- 技能実習制度は、一度、企業に入ると動けないが、特定技能は、業務の範囲内に限って転職が可能である。したがって、人材の争奪戦になる。外国人労働者に見向きもされない静岡県になるのか、住んでよし、働いてよしの静岡県になるのかの分岐点である。
- これまでは、日本社会の労働力不足をどう補うかという企業からの視点でしか議論されなかったが、今後は外国人労働者に魅力的な条件整備が求められる。若者が外国で 10 年働くということは、自分のキャリアにおいて大きな意味を持つ。日本では、日本が門を開けば、アジアの人たちは豊かな日本に来るだろうと思っているが、アジアの国々から見れば海外の出稼ぎ先は日本だけではない。給料だけが良くても展望のないままに言われた仕

事をやるだけの10年をアジアの若者たちが選ぶかを考え、職場だけでなく地域でも外国人から選ばれる視点が必要になってくる。

- 県は外国人の初期適応支援の窓口として、多文化共生総合相談センターかめりあを設立した。今後、日本語指導の環境整備も進んでいくと思う。人材の確保、地域のニーズの把握、ノウハウと経験の蓄積といった課題があるが、本県には、この30年間の経験で、日本語と外国語の両方ができる人材はかなり多い。また、今、実態調査が進められているし、国際交流協会などのノウハウも蓄積されている。
- 具体的には、ワンストップサービスの充実が必要である。窓口で資料を渡して終わりではなくて、その後、相談できる場が必要である。窓口対応の工夫としては、全ての言語対応は難しいので、ICTを活用しつつ、言語に頼りすぎないことが大切である。やさしい日本語やピクトグラム、図で表すほか、生身のコミュニケーションを工夫することも重要である。
- 日本語教室は、外国人にとって職場と家ではない第三の場所となる。地域の人々と出会う場であり、生活適応や災害時対応の拠点にもなる。
- 外国人と接点がないと、外国人は怖いというイメージを作ってしまうがちであるが、それを変えるために一緒に何かをすることが必要である。例えば、企業が外国人と地域をつなぎ、地域のお祭りに参加したり、一緒に買い物をしたり、料理をしたりして、交流を深めた事例があるので、参考にするべきである。
- 企業よし、外国人よし、地域よしの、21世紀の三方よしがあれば理想的である。労働者を獲得できる企業の視点のほか、日本で10年暮らすことが自分のキャリアにとってプラスになるという外国人の視点、更に災害時に彼らが一定の役割を担ってくれるという地域の視点が大切である。
- 子供たちに関しては、大学に進学して語学力や異文化適応能力を生かすグローバル人材が出てくる一方、日本語はおろか、母語も中途半端な子供もおり、両極が広がっている。人数が多いのは、日本語が中途半端で、親世代の出稼ぎスタイルのままの派遣労働者の家庭であり、今後、彼らが日本の生活に希望を持って学び、働ける社会を作っていく必要がある。
- 今後、アジア社会の変化を見据えて、持続可能な外国人の受入をすることが必要である。本県には留学生や定住外国人の若者がたくさんいる。彼らが、日本人と外国人をうまくつなぎ、受入企業にとっても、外国人にとっても、そして、地域社会にとってもウィン・ウィンになる視点をもって、多文化共生の社会を作っていければよいと思う。

(2) NPO法人日本インターネットスクール協会 理事長 山下 泰孝 氏
委員会における山下氏の意見の概要は、次のとおりである。

- ・当協会で行っている外国人児童生徒の学習支援は、平成 15 年から 3 年間、文部科学省のスクーリングサポートネットワーク事業研究の委託を受け、不登校、ひきこもり等の解消について報告したことがきっかけである。そして、平成 21 年 10 月に、当協会が県多文化共生課の委託事業として、県内の不就学実態調査を行い、不登校の子供が中部地区で当時 8 人いたことから、文部科学省の虹の架け橋事業を委託されることにつながった。
- ・当協会は、平成 22 年 4 月に虹の架け橋事業の委託を受け、虹の架け橋菊川・小笠教室を菊川市に開校した。また、翌年 4 月には、虹の架け橋志太教室を焼津市に開校した。そして、平成 24 年 4 月には、再度、県の委託を受け、外国人の子供の不就学実態調査を県下で行った。
- ・平成 27 年 3 月に虹の架け橋事業が 5 年の時限で終了したため、静岡県人材育成事業に応募して採択され、1 年間両教室を継続運営し、平成 28 年 3 月から虹の架け橋菊川・小笠教室は、菊川市、掛川市、御前崎市の 3 市と文部科学省の支援によって継続運営している。また、志太教室は閉校し、代わりに、ふじのくに中央日本語学校を藤枝市内で自主運営している。
- ・当協会が運営する日本語初期支援の教室の目的は、日本語を母語としない児童生徒の初期指導である。また、基本的な生活習慣ができるようにする、平仮名、片仮名、小学校 1 年生程度の漢字の読み書きが理解できるようにする、平易な日本語での指示が理解できる、理解しようとする力を身につける、自分の気持ちや体調を日本語で伝えられるようにするなどの指導を行い、日本の学校に転入学させている。
- ・子供ばかりではなく、保護者に、日本の学校の仕組みや規則、習慣、子供への教育、日本での生活等の指導をすることも大事である。
- ・子供たちは、当教室で日本語初期支援を終えた後、居住地区の公立小学校、中学校に転入学し、学校生活を始めていく。虹の架け橋教室での在籍期間は約 3 か月から 6 か月で、対象は学齢期である小学校 1 年生から中学校 3 年生までである。来日直後で日本語の簡単な指示が理解できない児童、中学校 3 年生については、来日時期によって保護者と相談することもある。
- ・現在、菊川・小笠教室では、校納金として、送迎が必要な子は月 1 万円、送迎が不要な子は月 8,000 円をいただいている。職員全員が自家用車で送迎しているため、その費用として校納金を充てている。今まで事故はないが、事故があったときは、職員が掛けている保険で処理することになる。
- ・教室にこれまで在籍し指導した子供は、菊川・小笠教室、志太教室で、9 年間で合計 623 人であり、そのうち 547 人を公立学校に転入学させた。なお、残りの子供は、帰国したり、転居したり、就職したりしている。
- ・子供たちは保護者の都合で来日することが多いので、学習に前向きになれない子がいる。金銭的な理由で日本の学校に通うことを希望する保護者も

多いが、子供は外国人学校に通いたいという気持ちがある。幼少期に保護者と別れ、両親が日本での生活基盤が確立して子供を呼び寄せた場合では、子供は両親と暮らすことがうれしい気持ちと母国の友達と別れたくない気持ち、母国での生活がよかったという気持ちが混在して反抗的になっている場合もある。いずれにしても、両親の支えがないと、学習に前向きになれないことが多い。

- ・母国での学習状況によって、母語の読み書きができず、日本語の習得において苦しむ子もいる。日本語という第二の言語を習得するためには、第一言語である母語の読み書きができることが必要である。
- ・一方で、日本での生活が長くなると、母語で話すよりも日本語で話すほうが楽になってくる子供も多く、母語を喪失し、保護者の日本語が片言の場合、親子で会話ができなくなる事態も出てきている。日本語の初期指導と並行して、小学校低学年の母語指導が必要である。
- ・初期支援の教室で受け入れることができる児童生徒は限られている。日本語を指導できる職員は現在3人であり、子供の学習内容に差があるため、職員1人当たり8人の指導体制としており、現在、待機の児童が5人いる。当協会は3教室しかないため、24人定員である。教室の待機をお願いしている間、子供たちには平仮名の宿題を出して、フォローしている。
- ・日本語を母語としないだけで、日本人と外国人の子供の本質は変わらないが、学校現場では、外国籍の児童生徒に不慣れな先生だと、どう接してよいか困惑する場合がある。学校と初期支援教室との連携が重要である。また、支援員の増員、その待遇の改善も必要である。
- ・母語を喪失するとアイデンティティが維持できなくなる。母語と日本語を正しく使えるように育てることが、彼らの自己肯定感を高めることになり、人生も豊かになる。
- ・静岡県の県立高校の外国人生徒選抜の枠の拡充も必要だと感じる。受験資格の範囲を広げることと、外国人生徒選抜を実施する学校を増やすことで、高校進学チャンスを広げることができる。その枠が非常に少ないため、金銭的な理由で進学先として私立高校を諦める生徒も多い。また、高校進学後の支援を行い、高校の卒業率、卒業後の正社員採用率を上げることで、日本での生活に意欲を見出せる。
- ・全ての子供に同じ学習環境を整えることが大切である。現状では、来日してどの都道府県、市町に移住するかによって、得られる学習環境が違う。どこに行っても同じ支援が受けられる環境が理想的である。
- ・当教室に通うことができるのは、菊川市、掛川市、御前崎市の住民のみで、牧之原市では通うことができない。過去には、当教室の初期支援を受けるために、牧之原市から菊川市に転居した児童生徒が何人もいる。

- 平成 28 年に虹の架け橋志太教室が閉校したため、藤枝市内で、ふじのくに中央日本語学校を開校した。この教室は、委託事業でないため、各家庭から授業料 3 万 3,000 円、送迎費 8,000 円をいただいている。他の虹の架け橋教室と同様に、職員が送迎もしている。日本語指導 2 人、教科指導 1 人の体制でやっている。こちらは、学齢期以上の生徒も受け入れているため、中卒認定試験、あるいは高校、大学進学等に向けての学習指導もしている。現在、4 人の児童、提携の通信制高校生 2 人が通っている。定員は 10 人である。ここでは、3 年間で指導した 39 人中 20 人を転入させ、3 人を高校に進学させた。
- 当校では、東京都世田谷区にある科学技術学園高等学校の通信制 e ラーニングコースと提携した、うなぼるてを運営し、現在、進学した 3 人のうちの 2 人が在籍している。県の中部地区には、外国人の選抜枠がある高等学校が 1 校しかなく、進学を諦める生徒が多いため、開校している。このコースは、授業料が年間で 10 万 2,000 円である。しかし、今来ている生徒 2 人は、家庭の収入が考慮され、授業料が全額返還されている。
- 日経新聞編集長の深沢正雪氏が、日本人と同じ進学率になって、初めて多文化共生であると言ったが、同感である。
- 外国籍及び外国にルーツがある生徒が中学校卒業後、働くことを選んだ場合、正社員の雇用はほとんどない。18 歳以上であれば、就ける仕事はあるが、高校を卒業していないために派遣労働となってしまう。
- 日本語の初期支援や中学校での十分な日本語の支援を受けることができなかった生徒は日本語の会話や学習が難しく、不登校になってしまう場合がある。中には、犯罪に巻き込まれてしまうケースもある。
- 外国人児童生徒の発達障害が取り上げられることが多くなったが、言葉が分からないというのは、みんなと同じことができない、だから勉強ができないということで特別支援学級に行くケースがある。その中には、日本語が分からないだけで知的発達の遅れはないという子もいる。
- 日本語を母語としない子供たちの課題として、転入後の学習に苦しんでいる児童生徒が多い。日常会話は 1 年、2 年で習得できるが、学習用語は 7、8 年かかると言われている。
- 日本語の指導が必要な子供たちには、ルビつきの教科書が配布されるとよい。読み方がわかれば自分で調べて学習することができる。また、障害者向けの音声教材であるマルチメディアデイジー教科書が外国人児童生徒の日本語の習得に効果があると文部科学省で報告されている。
- 虹の架け橋教室の課題として、3 月は運営できないことが挙げられる。これは、3 月中に文部科学省へ報告書を提出しなければならないという事務手続き上の都合によるもので、2 月末をもって一旦教室は閉鎖しなければ

ならない。3月ができないために、子供の日本語の定着が不安定でも、2月の中旬で初期指導を修了し、公立学校へ転入しなければならない。

- ・教室として、県の施設が利用できたり、あるいは子供たちの送迎を県や市が担ってもらえたら、大変有り難い。今は、送迎に、朝1時間、夕方1時間の計2時間を要している。この送迎時間を授業準備に当てられては、更に充実した日本語の初期支援が可能となる。
- ・外国籍及び外国にルーツを持つ子供への支援が、静岡県を選んで住んでいる外国人の子供が将来、静岡県にとって貴重な人材になるための先行投資だと考え、子供たちを皆で支えていける静岡県であってほしいと考える。

(3) 株式会社エス・ティー・シー 人事部長 藤 政人 氏

委員会における藤氏の意見の概要は、次のとおりである。

- ・当社は携帯電話の販売代理店であり、従業員は約300人で、そのうち外国人スタッフは29人である。KDDIの一次代理店で、県内のauショップの中で店舗数、販売台数ともシェアナンバーワンである。伊豆以外の東部から西部まで26店舗を展開しているが、地域ごとにいろいろな問題がある。
- ・外国人スタッフを雇用するきっかけは、5年ほど前、愛知県豊田市や群馬県で、日系ブラジル人が多く住んでいる地域でアルバイトの通訳を置いてみようという動きが出てきたことにある。静岡県には、約3万人のブラジル人がいるが、そのうち1万人ほどが浜松市に集中していることから、その人たちへのサポートと同時に、新規顧客獲得のため、外国人マーケットを開こうと始めた。そして、KDDIからの要請で、県内のauショップで最大規模の当社が、最初に取り組むこととなった。
- ・当時、日系ブラジル人はほとんど工場で働いていた。ブラジルから来て、ある程度お金を稼いだら、ブラジルへ帰るというスタイルの人が多く、通訳や販売の仕事をしている人はほとんどいなかった。最初の人材は、滋賀県の会社から紹介された静岡県在住のブラジル人であった。
- ・県東部地区は、浜松市とは違い、慢性的な人材不足である。その理由は、関東に出やすいため、大学や専門学校が少ないためである。また、東部には大きい規模の会社が少ないため、人を採用しにくい地域となっている。この問題を解決するため、中国人や韓国人の採用を始めた。
- ・外国人スタッフは、最初は通訳から始まったが、通訳だけで1日の中でどれだけの仕事があるだろうということを含め検討し、もう少し日本人の相手ができるレベルの外国人を採用しようということになった。最初に採用した女性スタッフは、日本語があまり得意ではなかったが、コミュニケーション能力が高く、ブラジル人の友達や知り合い、フェイスブックで母国にいる人とつながっているなど広いネットワークを持っていた。

- ・携帯電話販売の仕事は、専門用語や漢字を使うことが多いので、日本語の会話で違和感がないこと、漢字の読み書きができること、日本語能力検定2級以上などを採用基準にしている。また、日本に長期滞在が可能なこと、運転免許を取得している、あるいは今後取得する予定があることも基準にしており、非常に高いレベルを求めていると認識している。
- ・県内の日本語学校全てで面接を行ったり、東京で500人くらいが集まる合同企業ガイダンスで採用活動をしたりしている中で、これならやっていけそうだと思う人は2、3人くらいしかいないのが現状である。
- ・外国人スタッフは、日本人と全く同じ新入社員教育を受け、業務を行うため、給料も同じレベルである。採用については、正社員として長く働いてほしいので、派遣会社からの紹介では、研修期間が終わって半年くらいで正社員に切り替えて働く意思のある人を採用している。
- ・派遣社員から正社員に切り替えるときは、紹介予定派遣ということで、派遣会社に30万円から60万円くらいを支払うが、助成金制度で80万円程もらえるので、多くの派遣社員を受け入れている。
- ・社員を紹介する会社からの採用も行っている。当社で採用実績のある会社は、SNSで募集して、企業に紹介するスタイルである。
- ・他の販売代理店に就職が決まっていた女性がいたが、そこは外国人スタッフを軽く見ている会社で、最初の配属は浜松の予定だったのに、急に愛知県に変更になり、嫌ならやめてくれと言われたようだ。そして、退職し、当社で採用したというケースである。その会社は、外国人スタッフはずっと契約社員のままで、正社員の雇用を考えていない会社だった。
- ・最初から正社員で採用するケースが一番多いが、新卒の採用、中途採用、社員紹介など様々なパターンがある。新卒の採用は、留学生が多い。中途採用は、他の会社でのきつい労働条件や、ずっと契約社員でいる条件が不満で転職してきた人もいる。ネットワークが大きく、しっかりした制度もあるので、社員紹介制度で入ってくるスタッフも多い。
- ・外国人採用プロジェクトも行っている。これは、ネオキャリアという会社から紹介があって、現地で採用のイベントを開き、そのまま面接をして、採用を決めるという企画である。朝から会社説明をして、その後、筆記試験と面接を行い、夕方には採用を決めるという1日で全部の行程を済ませてしまうやり方である。これは、県東部で人材不足が続いていたため、この地区のスタッフを充足させようと始めた。
- ・中国、韓国、台湾の人たちの特徴は、漢字に抵抗がなくて、日本の慣習にも違和感がなく、日本人とあまり変わらないことである。台湾や韓国で集まってきた人は、日本でワーキングホリデーの経験がある人や日系企業で働いている人が多かった。また、裕福でなくハングリーな人も多い印象だ

った。日本に憧れて、日本で仕事をしたがっている人もいる。

- ・外国人採用プロジェクトの費用は、50万円と渡航費用はかかるものの、今、携帯業界では、1人の採用単価が100万円を超える企業も多いと言われていたので、この金額は、それほど高くはないという判断で実施している。
- ・外国人のスタッフは、LGBTの人、ビーガンの人、宗教上の理由で牛肉と豚肉が食べられない人など、多様であるが、柔軟に個別対応をしている。
- ・採用の流れは、当社に入社したい人が現地に集まり、1日で選考を済ませて、ビザ申請をし、来日して就業する流れである。ビザ申請は、最初は行政書士に依頼していたが、手続様式が決まっているため、何回か手続をしているうちに、当社でできるようになった。ビザ更新の手続きと費用は本人負担だが、5,000円程度でできる。会社が用意する書類も、在職証明書と法定調書だけで問題なく行える。
- ・ビザの手続は、会社の規模によっては、たくさんの書類を用意しなくてはならないことがある。小さい規模の代理店でのことであるが、就職が決まっていたのにビザが下りなくて、帰国するのか、別の学校にまた入学するのか、悩んでいた学生がいた例もある。
- ・入国管理局の許可がなかなか下りないのも現状で、東京では今、かなり手続きが遅れると聞く。名古屋は緩くなったとか、九州経由で入ってくる人が多いとか、いろいろな話を聞く。その手続がすんなりいくといいと思う。
- ・当社では、昨年、国際営業推進課というブラジル人マーケットの拡大を図る部署を立ち上げ、ブラジル人をチームリーダーにした。ブラジル人のイベントに参加したり、ブラジル人が多く閲覧するポータルサイトに活動内容の広告を出したり、ジムやレストランと連携したり、ブラジル銀行と連携し出張銀行を支援したりしている。
- ・外国人スタッフの離職の原因の一つとして、本国の家族の具合が悪くなって、家族全員で帰国してしまうというケースがある。家族に対する日本人と外国人の感覚の違いは、難しい問題である。
- ・日本特有の仕事に対する考え方と外国人の考え方の相違も理解しなければならない。当社の新入社員教育では、マニュアルを非常に重視しているが、外国人の中には、そこまで丁寧にやらなくても、すぐに実際のお店に行って働きたいと強く主張する人もいる。有給休暇についても、日本ではまだ周りの状況を見ながらとか、上司の計画もあるからとかで、なかなか取れない状況であるが、外国人は、もっと自由に有給休暇を取得したいとストレートに伝えてくる。残業についても、終業の時間になっても周りが帰らないので、自分も帰らないという日本人の体質にすごく不満を抱いている。
- ・お客様からのアンケートの評価を見ると、外国人スタッフの評価は非常に良い。しかし、言葉のキャッチボールがうまくいかないとき、悪い評価に

なってしまうこともある。外国人スタッフに聞いてみると、年配のお客様に対して、難しい言葉を使わないといけない、丁寧な言葉を使わないと叱られると思ってしまい、苦手意識を持っている人もいる。

- せっかく当社で働いていても、収入面の理由で退職してしまう人もいて、これは大きな問題だと思っている。外国人スタッフは、本国の家族にお金を送りたいとか、帰省の費用もかかるので、もっと稼ぎたいと思っている。数年間、しっかり働いてお金を貯め、起業をしたいという夢のある人や、本国の家族が病気になったり、兄弟が進学したりして、お金が必要になってもっと稼ぎたいという理由で、転職して工場勤務になった人もいた。
- 工場勤務の経験者は、工場はととてもきつく、もうやりたくないと思っている人も多いが、彼らにとっては、お金を稼ぐことができる仕事だという認識があるので、工場で働く人が多いのではないかと思う。
- 当社でも、出勤日数を多くするなど、稼働率を上げれば給料は上がるので、工場に負けない労働条件を提示できればと思っているが、なかなか難しい。
- 外国人スタッフが、日本人にはない語学力を生かし、やりがいを持って働けるように奨励金の制度を作った。通訳など外国人対応をして販売した台数に応じて奨励金を支給する制度だが、取り入れている企業は少なく、現場では非常に好評である。

(4) 一般社団法人グローバル人材サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏

委員会における堀氏の意見の概要は、次のとおりである。

- 当法人はリーマンショック後、外国人就労と定住外国人の高齢化の課題に直面し、外国人の介護職への就職支援等を行うために平成23年に設立した。
- リーマンショックを機に、外国の人たちの派遣の仕事がなくなってしまい、一番響いたのは子供の教育である。通っていた外国人学校に行けなくなることもあった。そのような中、ブラジル人やペルー人で、看護師の資格を持っている人もいたので、介護業界に新たな就職の道があるのではないかと考え、外国人就労支援を始めた。そして、実際に就職したら職場から非常に高い評価を得ることができた。
- 外国人の介護人材の育成だけでなく、技能実習で来ている外国人に対する教育や、留学生、外国にルーツがある大学生が、より活躍できるような次世代の育成も行っている。
- 技能実習の人たちは、本年9月から特定技能に切り替えることができるようになったので、この後、特定技能に移行していくと思われる。特定活動には、EPAで介護福祉士の国家試験を受ける人たちなどが入る。また、オリンピックのための建設労働者も入るが、オリンピックが終わったら帰っていく人もいるであろう。

- ・産業別では、製造業が最も多く、次に小売業、飲食サービス・宿泊となるが、この7割を占める主要な業種が、オリンピックに伴って必要になってくる業種である。外国人労働者の増加は、製造業の発展とリンクしている。これを知らずに外国人支援をしても、目の前の課題をやっつけているだけになってしまう。この背景を理解すれば、今後何年か先の日本の施策がどうあるべきかを、経済とリンクさせながら考えることができる。
- ・2018年に国が新たな外国人材の受入れ・共生の施策を発表し、2019年に特定技能ができた。そして2020年にオリンピックがある。今、1990年の入管法改正から1992年のバルセロナオリンピックのときの流れと同じ状況である。過去の経験から、これからどのようにするかを決めなくてはならない。
- ・ものづくりが新しくなればなるほど外国人は増える。イノベーションを起こそうとすれば、そこにつくり手が必要になり、外国人が求められていく。
- ・特定技能の外国人は転職が可能になる。静岡県の会社で働いていたが、気に入らないので県外に転職するというのも可能になる。さらに5年後には、家族帯同が可能になり、子供たちも日本に来ることになる。
- ・ミャンマーで聞いた話では、韓国と日本は、外国人が働き場所を選ぶときの最大のライバル関係になる。言葉の難しさも勉強の大変さも変わらない。ただ、韓国の方は、入る前にかなりサポートがある。日本のように、入る前に語学力のレベルを定めるのではなく、入ってから学べるようになっていく。また、多文化家族支援法があり、家族を伴っている場合のサポートが法律として決まっているので、労働者としてやってくる外国人の保障をきちんとすることについては、韓国の方が進んでいる。
- ・何の情報もない外国人が家族を伴って静岡県にやってきて、子供たちが学校に行かなかったら、1990年から1998年にかけて、不就学、不登校の外国籍の子供たちがあふれていた時代になってしまう。自治体レベルで、特定技能の労働者をどうするかを考え、多文化共生の施策や的確に外国人をサポートする体制を考えていく必要がある。
- ・国は2025年までに50万人の外国人を受け入れると言っているが、介護の業界では、その人数では足りないという話も聞いている。外国人材はどうしても、労働力の調整弁になってしまっている。
- ・ミャンマー最大の送り出し機関からは、静岡県は手ごわいと言われている。工場での雇用で、ブラジル人やペルー人の安価な労働力の値段を知っているから、金額の交渉が難しく、なかなかミャンマー人を送り出すことができないということである。
- ・当法人としては、人は地域の財産という理念を持って、どんな国の人であっても、浜松市や近郊都市で暮らす外国の人たちが、日本に来てよかった、浜松でよかったと思ってもらえるようにしていきたい。日本で暮らす外国

人の高齢化も進んでいる。揺りかごから墓場までの全体的な支援が必要であると思い、活動を続けている。

- ・グローバル人材とは、英語が話せる人ということではない。浜松や静岡にいる大学生のライバルは、東京に進学した同級生ではない。ミャンマーやベトナム、シンガポール、マレーシアなど発展途上国の中にも優秀な人材が多数いて、その中で闘わなくてはいけない。日本国内だけに視野を持っているのではなく、世界全体で考えなければいけない。それは、教育の中で身につけることが難しいので、外国にルーツのある人や外国人への支援活動に大学生も携わってもらっている。
- ・静岡県にも、日系三世の子供たちが増えてきており、外国にルーツのある子がたくさんいる。静岡や浜松を代表する一流企業に就職し、活躍する人たちも出てきているし、介護の業界では、8割の利用者が外国人からサービスを受けることに対して好意的であるという調査結果がある。
- ・介護施設で働く外国人のサービスによって施設の雰囲気明るくなったり、利用者もうれしそうだという話を聞くと、外国にルーツのある人が次のステージに上がっていくことが、日本社会にとってとても価値のあることであるとを感じる。彼らの強みが、私たちの地域の強みになる。
- ・企業が海外進出をするときに、外国人が交渉の窓口になることがある。そこで、浜松のベンチャー企業は、静岡大学のドイツなどヨーロッパからの留学生を積極的に採用している。例えば、ドイツの自動車メーカーの品評会等で、自社の商品をよく分かっている外国人がプレゼンテーションできる。ドイツの人からすれば、言葉が分かる人から聞くほうが納得しやすいし、商品の細かいニュアンスも伝わるので、かなりの営業戦略になる。
- ・医療機関で医療の多言語サービスが提供できれば、介護が必要な外国人を受け入れることができる。例えば、フィリピンにいる両親が日本に来て手術を受ける時、言葉のわかる人が病院にいれば、安心して入院させることができる。
- ・外国の人と交わることによって、日本人の弱さや、足りていなかったものに気づくことがある。日本人の苦手なところは、外国の人にお願いして、逆に外国の人が苦手なところは日本人がやるなど、お互いにいいとこどりができる。苦手なところを押しついたり、目立つようにさせると、質は下がってしまうが、お互いによい所を高め合っていけば、全体のクオリティを上げていくことができる。多様性は強みに変わる。
- ・県内で、外国人の高齢化問題について、しっかり取り組んでいる自治体はまだないと思われる。浜松市も把握していなかった。当団体から、浜松市に依頼して外国人の生産年齢人口の推移を出してもらったら、浜松市には1,000人近くの高齢者がいることが分かった。外国人も介護保険料を支払っ

ており、介護サービスを受ける権利がある。介護業界は、外国人へのサービスをしっかりしていかなければならないし、市町も、ソーシャルワーカーやケアマネージャーに対して、外国人が介護サービスを受けられなくて苦しんでいないか考える視点を持たなければならない。

- ・浜松市では、介護認定を受けている外国人が 100 人を超えているが、高齢者だけでなく、自動車事故で下半身が不自由になってしまったベトナム人などもいる。聖隷浜松病院には、ベトナム人難民の子供で、聖隷クリストファー大学に進学していた人が理学療法士で入っていた。そこで、下半身が不自由になってしまったベトナム人が、リハビリテーションで言葉の分かるベトナムの人に関わることができて、安心して医療サービスを受けることができた。このような事例は、全国を探してもなかなかない。これは、静岡県がもともと外国人を受け入れていたからこそできたことで、先に住んでいた外国の人たちが、後輩のために助け合う形ができてるのは、静岡県の強みだと思う。
- ・外国人の介護人材がいれば、定住している外国人にとっては、安心して年を取ることができるまちになる。私たちは、どうしても若い人が住みやすいという点に焦点を当てがちだが、人生の最後、ここでは死ねないというまちでは駄目である。高齢化が進んでいる外国人がいることを考え、何年後に、何人の外国人ソーシャルワーカーが必要か考えていかねばならない。
- ・外国人が介護職につくことで、多様な介護サービスの提供ができるし、利用者からの評価が高いということは、働き手がないと言われる介護業界にとっては、有り難いことである。人が足りなくてサービスが不十分な介護施設を作るくらいなら、外国人が笑顔で働いて、外国人の良さをうまく活用して、利用者の良いサービスが提供できれば、あのまちに行けば充実した人生を全うできると評判になる。
- ・企業の中で、日本語を教えられる人は少ない。平野ビニール工業での日本語教室を当団体が行っているが、静岡文化芸術大学や日本大学の学生で日本語教員養成課程の学生たちには、現場に来て、現状を見なさいと教えている。それは、日本語教師にさせたいからではなく、この学生たちが将来、製造業の会社で働く可能性があるからである。そこで、ボランティアや兼業で同僚の外国人に日本語を教えるようなことができればと思っている。人事担当や総務担当などの本来の業務を終えて、夕方からは社内で日本語の先生をやれればと思い、彼らの育成に力を入れている。
- ・日本大学や静岡文化芸術大学には、毎年 50 人程度日本語教師になりたいという学生がいるが、日本語を指導する教師はお金にならないので、実際にはならない。また、県内にも多くの日本語学校があるが、人手不足である。
- ・日本語教育がきちんとできなければ、技能実習生は自分たちの権利を守る

ことができない。また、企業にとっても、日本語教育ができることは、在留年数を3年から5年に延ばすことができる大きなポイントでもある。

- ・当団体は、国内で最も技能実習生を多く受け入れているアイム・ジャパンから日本語教育の委託を受けている。御前崎以西だけで1,600人のインドネシア人がアイム・ジャパンのお世話になっている。その人たちが帰国しても活躍できるようにするのが、当団体の信念である。当団体が教えたアイム・ジャパンの卒業生は、トヨタ・バンコクの工場長の通訳、アイム・ジャパンの現地送り出し機関の教師、日本から本国へ帰国した人が年金の返還手続きをする窓口になる会社を起業したりして、各地で活躍している。
- ・県東部では、日本大学の学生たちに手伝ってもらい、技能実習生に日本語を教えているが、企業の中には、技能実習生に日本語を学ばせると逃亡すると誤解している会社もある。また、技能実習生を管理しているからという理由で、技能実習生が日本語教室に通うことを断られたケースもある。外国人を受け入れている企業側の姿勢も変えなければならない。
- ・私費外国人留学生生活実態調査によると、日本で起業したいと思って留学している人が約1割いる。また、日本で就職を希望している人も約6割いる。そして、実際どのくらいの留学生が就職しているかという点、僅か3割である。企業と留学生のマッチングがされていないことが課題である。
- ・外国人留学生高度外国人材の採用に関する企業調査によると、6割の企業が留学生を採用する予定があると答えていて、外国人に求めている能力は、私たちが課題だと思っている日本語能力よりもコミュニケーション能力の方が大きい。また、留学生を採用している7割が中小企業である。
- ・外国人材が中小企業を支えていることがよくわかる。技能実習制度の本来の目的は、母国の経済に寄与する人を育てるということであるが、この制度がなければ、人を集めることができない中小企業もあり、正しく制度を活用できる知識等を企業にも、働く側の外国人にも持たせる必要がある。
- ・当団体は、多文化コンシェルジュの育成も行っている。私たちが外国人に直接言うよりも、先輩の外国人が後輩の外国人に対して助言をしたり、生き方を教えたり、正しい情報の取り方をアドバイスしたりすることが大事だからである。これは、日本人が外国人を支援するというのではなく、外国人同士で互助関係を作って支え合うというステージになってきているということである。多文化コンシェルジュは、日本人にとっても、外国人にとっても、情報の羅針盤になってもらいたい。
- ・未来を担うグローバル人材が必要と考え、大学生ボランティアが外国人の子供に、就学前に学校体験教室を行っている。集団生活をしたことのない外国人の子供が多いので、入学前の3月に小学校の教室を借りて、学校生活の体験をさせている。

- コミュニケーションを豊かにしていくことが、人間関係を築いていくことになる。課題は、受け入れる私たち側の意識である。意識を醸成するのはとても難しく、つなぎ役が欲しくなる。当団体は、そのつなぎ役である。
- 企業にとっては、外国人の受入について、どこに相談したらいいかわからず、どうしたら成功するかを目安がないことが、最大の不安要素である。そこで、それが分かる人に教を請いたいということで、当団体にコンサルティングを依頼してくる。
- 行政が主導してくれるからこそ、安心できることもある。企業が困り果てている中で、活路を見出そうと、外国人材採用にチャレンジして、やってみたら失敗したのでは、こんなに不幸なことはない。そうならないためにも、自治体レベルでどう頑張るかというところが必要になるし、政策の中で、企業のサポートをどうしていくかを考えていく必要がある。

7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

本年度開催されたラグビーワールドカップ2019では、日本人と外国人の選手とで構成された日本代表は、「ONE TEAM」を合い言葉に、エコパの奇跡を皮切りに快進撃を遂げ、ベスト8進出を果たし、本県のみならず日本中を熱狂の渦に巻き込んだ。

多くの外国人が訪れ、定住する本県においても、外国人と日本人が相互の理解と協調の下に、安心して快適に暮らすことができる社会の実現に向けて、「ONE TEAM」の精神で取組を進める必要がある。

提言1 地域における外国人の受入体制の充実強化

(1) 外国人に選ばれる地域「静岡県」

本格的な人口減少社会を迎える中、持続可能な静岡県を創るためには、外国人との共生社会を築くことが必要であり、県は、文化や食、宗教など多様性を認め合う県民意識の醸成を今まで以上に進めることが不可欠である。

本県では、グローバル人材の原石と言える定住外国人の第二世代・第三世代の優秀な若者が既に活躍している。彼らを感じる静岡県の魅力を発信することは、本県が外国人に選ばれる地域となるために効果的であり、彼らの活躍ぶりを共有する取組を一層強力に進めるべきである。

(2) 地域社会との交流促進・つながりの強化

外国人は地域づくりにおいても重要な存在となっている。そこで、県は外国人が早く地域社会に溶け込めるよう、地域社会や企業の協力をいただく中で、日本の生活習慣や文化の理解につながるような取組を強化するほか、お祭りや防災訓練への参加など外国人と地域社会との交流を促進する施策を推進すべきである。

また、地域の日本語教室は、外国人にとって、家庭でも職場でもなく、地域の人たちと出会うことができる第三の貴重な交流の場であることから、外国人が日本の生活に慣れるための拠点として位置付けて支援していくべ

きである。

なお、外国人と地域社会とをつなぐコーディネーターの役割が重要であり、外国人の相談に対応し生活を支援する外国人支援団体と連携し、その人材を育成すべきである。さらに、県内各地で活躍している外国人を多文化共生のコンシェルジュとして、日本人と外国人のつなぎ役の活動を支援していくことも必要である。

(3) 多文化共生社会に向けた学校教育の実施

本県の子どもたちの異文化コミュニケーション能力を向上させるために、県は子どもたちの年代に応じた学校での異文化理解の授業の実施や海外の学校の訪日教育旅行の受入を促進すべきである。

また、高校においては、生徒たちが、外国人を労働力の確保の視点だけではなく、地域で共に生活し、地域を活性化させるパートナーとして深く認識するために、国内外における多文化共生の課題やその解決策を取り上げるテーマ学習を実施すべきである。

(4) 相談センター等の機能強化

県は多文化共生総合相談センター「かめりあ」と各市町の相談窓口との連携を一層進めて、外国人支援団体の協力も得ながら、人材の交流・発掘やノウハウの伝授・共有を行い、市町との情報共有・協力体制を強化すべきである。

また、出入国及び在留の手續等に関する相談についても、一元的に対応できるよう、国との連携を一層強化するべきである。

そして、ICTを活用して生活情報の多言語化を一層進めるとともに、外国人への情報提供に当たり、SNSを積極的に活用すべきである。また、やさしい日本語や漢字のルビ振り、図の活用などの情報伝達手段を活用することについて、市町や外国人対応が必要な窓口を持つ関係機関に対し研修を実施し、普及を図るべきである。

さらに、平日の昼間に相談ができない外国人のニーズをカバーするため、多言語コールセンターを開設し、24時間対応の一次的な相談体制と二次的な専門相談窓口につなげていく体制の整備を進めるべきである。その際に

は、外国人観光客の受入体制の整った観光施設や観光案内所と連携し、相互のノウハウの共有化も進めるべきである。

提言2 外国人の雇用・就労環境の整備

(1) 外国人の就業支援モデルの構築

本県が、外国人から働く場所として選ばれるためには、給与や休暇等の労働条件だけでなく、将来に向けて必要なスキルアップが望めることや、職場や地域において良好な人間関係を築けることが重要であり、企業の協力が不可欠である。

そこで、県は外国人を積極的に採用している企業が持つキャリアアップ支援等の教育プログラムのノウハウや、日本人社会で安定した日常生活を送るための支援の手法を共有すべきである。

一方で、外国人のセーフティネット機能を担っている団体との情報共有を進めることも大切であり、必要に応じ、相談窓口や労働基準監督署などの対応につなげていくべきである。

(2) 留学生の卒業後の県内企業への就労支援

外国人の高度人材が、本県の大学で専門的知識や技能を身につけ、将来、静岡県で活躍できるように、県は外国の高等教育機関との連携を強化し、留学生を積極的に受け入れるべきである。

高い専門的知識や技能を有する留学生は、県内の中小企業にとって即戦力であるとともに、海外での事業展開を目指したり、海外企業とのパイプ役を求めている企業にとっても貴重な人材である。そのため、優秀な人材確保の選択肢として、留学生の採用を検討できるよう、大学、企業、経済団体と連携し、企業への社員教育支援、マッチング支援を強化すべきである。

また、起業しようとする留学生に対し、専門家から経営ノウハウを伝授する等の伴走型支援を行うことも検討すべきである。

提言3 外国人の子ども等への教育支援体制の充実

(1) 小中学校での指導体制の充実

外国人の子どもへの教育は、今後の彼らの日本における生活の基礎につながるものであり、きめ細やかな指導が必要である。県では、外国人児童生徒の日本語指導に対応するため、小中学校に非常勤講師の増員等をしているが、母国語の種類や日本語の習熟度に違いがある子どもに更に寄り添った授業を行うためには、指導方法の研修を含め、これらの取組を一層拡充していくべきである。

また、外国人の保護者への対応について、携帯音声翻訳機など情報通信機器を積極的に活用するとともに、教育の必要性や日本の学校の仕組み等を説明する機会を拡充し、保護者の教育意識を高めることも必要である。

さらに、外国語に堪能な学生やボランティアなどの多様な人材を活用し、地域全体で外国人の子どもを育てる仕組みを検討すべきである。

また、県と静岡、浜松両政令市の教育委員会との連携を更に強化し、県全体の外国人児童生徒への日本語教育支援体制を構築し、各市町にそのノウハウの提供を行うとともに、外国人児童生徒が少数で加配教員の対象とならない学校への支援を充実することも必要である。

(2) 小中学校に入る前の初期指導教育の充実

外国人の子どもが、小中学校に入学・転入する前に、身近な場所で、日本語の学習のほか、日本の文化、学校のルール等の初期指導を受け、必要な語学等を習得することができるように、県は全市町で学校に入る前の指導教室の設置を促進すべきである。

また、単独市町での指導教室の設置が困難な場合は、菊川市、掛川市、御前崎市の3市が合同で指導教室を運営している事例があることから、複数市町での設置をコーディネートし、教室には県有施設を活用するなど、各地に広げていくことが必要である。

指導教室の運営に当たっては、地域に根付いている教育関係の外国人支援団体等からの協力を得るとともに、運営主体と地元企業や自治会との連携を強化させ、会場の確保、教材の準備、子どもの送迎などについて企業等に協力を求めることも検討すべきである。

(3) 高校での就学環境の充実

県では、外国人の生徒に配慮した入学選抜試験として、県立高校9校の入学試験で外国人生徒選抜を実施しているが、家庭の経済的な事情により、私立高校への進学が困難で、県立高校しか進学できない外国人生徒もいることから、高校に入学するチャンスと将来への選択肢を広げるため、外国人生徒選抜枠の条件で在学期間の延長を検討するとともに、対象校を大幅に増やすべきである。

また、高校入学後は授業内容が難しくなることから、県立高校だけでなく、私立高校においても、日本語の指導に加え、学習用語の高度化に対応できない生徒への対策として、教科指導を行う支援員の配置を拡充することが必要である。さらに、卒業後の大学等への進学、正社員としての就労も見据え、将来のキャリア形成に向けたサポート体制を充実させるとともに、保護者に対し、キャリア形成の意義を十分説明することが重要である。これらについては、県で公立・私立の高校が連携して取り組む体制づくりも検討すべきである。

なお、外国人生徒への支援は、日本の高校生の国際化への意識変革に効果的であり、その相乗効果にも期待したい。

(4) 母語・継承語の学習支援

定住外国人の第二世代・第三世代の若者は、幼少期においては学校での日本語の習得が喫緊の課題であるため、自分のルーツである国の言葉である母語・継承語を流暢に話せる人が少なくなっている。そこで、外国人の子どもが、親の母国の言葉と日本語の両方を正しく使えるようになり、自分のアイデンティティの維持とバイリンガル化によるキャリアアップにもつなげるため、県は地域で母語・継承語を学習できる環境を整備すべきである。

また、コミュニケーション能力に長けた将来の多文化共生社会の担い手、グローバル人材の育成を視野に入れ、地域の外国人学校と連携した母語・継承語の学習支援を実施すべきである。

(5) 夜間中学など学び直しの機会の充実

外国人が今後日本で暮らしていく上で、日本で学び直す機会は不可欠であり、中学校卒業資格が得られ、卒業後は高校進学も可能となる夜間中学の県内設置を進めていくことが必要である。

設置に向けては、対象の外国人の散在化や教員の確保等の課題もあるため、県内で数か所の夜間中学の拠点校を設置し、通信制課程やICTによるサテライト授業を実施して、学びの場を拡充していくべきである。

県では、市町にアンケート調査を行うなど夜間中学の設置のための検討を始めたが、引き続き、取組を押し進めるべきである。

また、定時制高校は、外国人生徒の就学の場の1つであるとともに、外国人の学び直しの場として重要であり、引き続き、日本語指導等の支援を充実すべきである。

提言4 外国人への医療提供への支援、介護と防災の外国人材育成

(1) 医療通訳等の充実

外国人が生活する上で、言葉の壁をなくし、日本人と同様に安心して医療サービスを受けられることが重要である。そこで、県は各地の国際交流協会等と連携して、医療通訳者の登録状況をわかりやすく示し、外国人自らが病院での通訳サービスを電話やインターネットにより依頼できる仕組みを拡充すべきである。また、このような登録制度は、医療通訳だけでなく、他の生活支援分野でも活用していくべきである。

県では、外国人が医療機関において、電話通訳を介して診療を受けられる仕組みづくりを検討しているが、これは医療通訳者がいない地域の対応もカバーし、利便性向上につながるため、実現に向けて事業化を進めるべきである。

また、医療通訳者に対しては、外国人患者を多く受け入れる拠点病院と連携し、医療通訳者の対応方法の相談や研修を行う体制を構築するなど、医療通訳者のスキルアップのための施策を検討すべきである。

(2) 外国人介護人材の育成と活用

県では、外国人介護人材の早期確保対策として、県内事業所と外国の看護学生等とのマッチング支援を行うこととしているが、介護現場の人手不足打開に向け、このような取組を充実していくべきである。

また、北海道東川町では、近隣市町や介護福祉士養成校を巻き込んだ外国人介護福祉人材育成協議会を設置し、留学生に対し将来の介護施設の就業を条件に返済を免除する給付型奨学金を設けるなど、外国人介護人材育成のための取組を進めている。本県においても、市町、外国人支援団体、福祉系学校等と連携して、留学生や定住外国人を対象に介護人材を育成する制度を創設すべきである。

また、将来的には、今後増加が見込まれる高齢化する定住外国人への介護対策として、市町、介護施設等と連携し、同じ国の外国人から介護サービスが受けられる介護マッチングシステムを研究すべきである。

(3) 地域防災を支える外国人の育成

住民の積極的な参画による地域防災力の充実強化が求められる中、外国人が、災害時に支援される側から支援する側になってもらうため、県は市町と連携し、地域での防災訓練で外国人向けの専用ブースを設けて多言語通訳で説明するなど、防災意識を高めるとともに、地域防災の担い手として、外国人の消防団加入につなげるべきである。

また、企業と地域が連携し、外国人を雇用する企業で防災講座を実施するとともに、地域防災で活躍する外国人を防災講座に派遣するなど、県の支援体制の強化により意識啓発を図り、外国人防災人材を育成すべきである。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	元. 6. 25	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール、説明者、視察先等）
第2回	元. 7. 31	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（視察先、参考人等）
先進地調査	元. 9. 3～5	1 札幌商工会議所 留学生の就職支援及び外国人社員の定着支援の取組 2 東川町立東川日本語学校 公立日本語学校の運営及び留学生への学習支援に向けた取組 3 旭川福祉専門学校 外国人介護人材育成に向けた取組 4 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター 多言語による情報提供及び外国人への防災・消防支援に向けた取組
第3回	元. 10. 24	参考人招致 ・静岡文化芸術大学 副学長 池上 重弘 氏 ・NPO法人日本インターネットスクール協会 理事長 山下 泰孝 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第4回	元. 12. 3	参考人招致 ・株式会社エス・ティー・シー 人事部長 藤 政人 氏 ・一般社団法人グローバル人財サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第5回	2. 1. 20	報告書作成に向けた委員間討議

多文化共生推進特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	植 田 徹	自民改革会議
副委員長	宮城也寸志	自民改革会議
副委員長	田 口 章	ふじのくに県民クラブ
委 員	森 竹治郎	自民改革会議
委 員	山 田 誠	自民改革会議
委 員	河原崎 聖	自民改革会議
委 員	江 間 治人	自民改革会議
委 員	廣 田 直美	ふじのくに県民クラブ
委 員	佐 野 愛子	ふじのくに県民クラブ
委 員	蓮 池 章平	公明党静岡県議団